

秋田県秋田海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第1号	秋田県漁業協同組合	山本郡八峰町八森地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第15号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点 ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点 ウ 基点第15号から270度16分4,000メートルの点 基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 したなみ漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 もずく漁業 ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで " " " " " " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森	
共第2号	秋田県漁業協同組合	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点 ア 基点第15号から270度16分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 ウ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 エ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 オ 米代川河口左岸に設定した点 カ オの点から282度00分1,980メートルの点 キ クの点から36度00分2,240メートルの点 ク ケの点から102度00分1,300メートルの点 ケ コの点から13度30分2,565メートルの点 コ サの点から282度00分4,260メートルの点 サ シの点から192度30分2,420メートルの点 シ オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点 基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 こたまがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁	1月1日から12月31日まで " " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町	
共第2号	八峰町峰浜漁業協同組合	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点 ア 基点第15号から270度16分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 ウ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 エ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 オ 米代川河口左岸に設定した点 カ オの点から282度00分1,980メートルの点 キ クの点から36度00分2,240メートルの点 ク ケの点から102度00分1,300メートルの点 ケ コの点から13度30分2,565メートルの点 コ サの点から282度00分4,260メートルの点 サ シの点から192度30分2,420メートルの点 シ オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点 基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 こたまがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁	1月1日から12月31日まで " " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第2号	能代市浅内漁業協同組合	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びビサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点 ア 基点第15号から270度16分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 ウ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 エ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 オ 米代川河口左岸に設定した点 カ オの点から282度00分1,980メートルの点 キ クの点から36度00分2,240メートルの点 ク ケの点から102度00分1,300メートルの点 ケ コの点から13度30分2,565メートルの点 コ サの点から282度00分4,260メートルの点 サ シの点から192度30分2,420メートルの点 シ オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点 基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 こたまがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁	1月1日から12月31日まで " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町	
共第2号	三種町八竜漁業協同組合	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びビサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第15号 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点 ア 基点第15号から270度16分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 ウ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 エ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 オ 米代川河口左岸に設定した点 カ オの点から282度00分1,980メートルの点 キ クの点から36度00分2,240メートルの点 ク ケの点から102度00分1,300メートルの点 ケ コの点から13度30分2,565メートルの点 コ サの点から282度00分4,260メートルの点 サ シの点から192度30分2,420メートルの点 シ オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点 基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 こたまがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町	
共第3号	秋田県漁業協同組合	男鹿市野石及び同市五里合地先	次の基点第2号、ア、イ、ウ及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と基点第2号から基点第4号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点 ア 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 イ 基点第3号から304度22分4,000メートルの点 基点第3号 男鹿市野石と同市五里合との境に設定した点 ウ 基点第4号から322度19分4,000メートルの点 基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中宇浜間口との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 れいしがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 もずく漁業	1月1日から12月31日まで " " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	男鹿市野石及び同市五里合	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第4号	秋田県漁業協同組合	男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀地先	次の基点第4号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と基点第4号から基点第7号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中字浜間口との境に設定した点 ア 基点第4号から322度19分4.000メートルの点 イ 基点第5号から18度21分2.000メートルの点 基点第5号 男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設定した点 ウ ケの点から352度21分2.000メートルの点 エ ケの点から270度00分2.000メートルの点 オ 基点定第8号から270度00分2.000メートルの点 基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識 カ 基点第6号から247度21分2.000メートルの点 基点第6号 男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設定した点 キ 基点定第5号から270度00分2.000メートルの点 基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識 ク 基点第7号から224度31分2.000メートルの点 ケ 男鹿市北浦入道崎灯台前に設定した点 基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 したなみ漁業 れいしがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 いがい漁業 もずく漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 いわのり漁業 えご漁業 あおさ漁業 いぎす漁業 あらめ漁業	1月1日から12月31日まで "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀	
共第5号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港及び同市脇本地先	次の基点第7号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と基点第7号から基点第16号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第17号、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第11号の各点を順次結んだ線と基点第17号から基点第11号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点 ア 基点第7号から224度31分1.500メートルの点 イ 男鹿市船川港本山門前竜ヶ島に設定した点から242度21分1.500メートルの点 基点第8号 男鹿市船川港小浜瀬瀬崎南端に設定した点 ウ 基点第8号から182度21分1.500メートルの点 エ 男鹿市船川港女川字鞆ノ崎に設定した点から172度21分1.300メートルの点 オ カの点から151度00分510メートルの点 カ キの点から114度00分650メートルの点 キ 基点第16号から172度21分117.5メートルの点 基点第16号 男鹿市船川港南平沢大畑台に設定した点 基点第17号 男鹿市船川港金川87番地に設定した点 ク 基点第17号から128度51分900メートルの点 ケ クの点から219度44分1.269.3メートルの点 コ ケの点から120度00分1.500メートルの点 サ コの点から163度00分830メートルの点 シ サの点から191度00分975メートルの点 基点第10号 男鹿市船川港と同市脇本との境に設定した点 ス 基点第10号から155度59分4.000メートルの点 セ 基点第11号から201度21分4.000メートルの点 基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 したなみ漁業 れいしがい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 いがい漁業 もずく漁業 わかめ漁業 ほんだわら漁業 あおさ漁業 いぎす漁業 あらめ漁業	1月1日から12月31日まで "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	男鹿市船川港及び同市脇本	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第6号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市地先	次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と基点第11号から基点第19号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線とすからクに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第13号、ウ、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と基点第13号からシに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ウ、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線、ツ、テ、ト、ナ、ニの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からニに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第11号 男鹿市臨本と同市船越との境に設定した点 ア 基点第11号から201度21分4.000メートルの点 イ 基点第12号から219度21分4.000メートルの点 基点第12号 男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設定した点 ウ 基点第13号から262度25分4.000メートルの点 基点第13号 秋田市下新城と同市飯島との境の四等三角点 エ 基点第19号から270度28分4.000メートルの点 基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設定した点 オ 男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設定した点(河口中心から300メートルの点) カ オの点から221度00分600メートルの点 キ クの点から221度00分600メートルの点 ク 男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設定した点(河口中心から300メートルの点) ケ ウの点から325度00分4.200メートルの点 コ ケの点から122度00分3.160メートルの点 サ コの点から118度00分1.760メートルの点 シ サの点から80度00分1.955メートルの点 ス ウの点から171度00分1.300メートルの点 セ スの点から73度00分990メートルの点 ソ セの点から131度00分360メートルの点 タ 秋田港旧北防波堤先端(中間部)以下「北防波堤先端(中間部)」という)から 283度28分2.000メートルの点 チ 北防波堤先端(中間部)から270度28分1.440メートルの点 ツ 北防波堤先端(中間部)から270度28分1.150メートルの点 テ スの点から270度28分1.900メートルの点 ト スの点から270度28分728メートルの点 ナ トの点から169度30分2.690メートルの点 ニ ナの点から82度00分870メートルの点 ヌ 秋田港旧南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 れいしがいい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 いがいい漁業	1月1日から12月31日まで " " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市	
共第7号	秋田県漁業協同組合	由利本荘市及びにかほ市地先	次の基点第19号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第19号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線とキからチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設定した点 ア 基点第19号から270度28分4.000メートルの点 イ 由利本荘市岩城と同市松ヶ崎との境に設定した点から279度28分4.000メートルの点 ウ 基点第18号から292度28分4.000メートルの点 基点第18号 由利本荘市とにかほ市との境に設定した点 エ にかほ市芹田と同市飛との境に設定した点から279度28分4.000メートルの点 オ にかほ市金浦と同市象潟町との境に設定した点から297度28分4.000メートルの点 カ 基点第14号から291度30分4.000メートルの点 基点第14号 にかほ市と山形県との境に設定した点 キ クの点から76度00分213メートルの点 ク ケの点から98度20分122メートルの点 ケ タの点から15度30分470メートルの点 コ ケの点から283度00分303メートルの点 サ コの点から196度30分292メートルの点 シ サの点から286度30分108メートルの点 ス シの点から196度00分350メートルの点 セ スの点から106度30分188メートルの点 ソ 本荘港防波堤灯台から10度00分3メートルの点 タ ソの点から76度30分264メートルの点 チ 由利本荘市水林と同市西目町海士剝との境に設定した点から5度00分940メートルの点	第一種共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 れいしがいい漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 いがいい漁業 もずく漁業 いわのり漁業 あおさ漁業 いぎす漁業	1月1日から12月31日まで " " " " " " " " " " " "	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	由利本荘市及びにかほ市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第8号	秋田県漁業協同組合	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点 ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点 ウ 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 エ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 オ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 カ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 キ 米代川河口左岸に設定した点 ク キの点から282度00分1,980メートルの点 ケ コの点から36度00分2,240メートルの点 コ サの点から102度00分1,300メートルの点 サ シの点から13度30分2,565メートルの点 ス スの点から282度00分4,260メートルの点 セ セの点から192度30分2,420メートルの点 セ キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ます刺し網漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 きす刺し網漁業 かに刺し網漁業 くるまえば刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町	
共第8号	八峰町峰浜漁業協同組合	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点 ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点 ウ 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 エ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 オ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 カ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 キ 米代川河口左岸に設定した点 ク キの点から282度00分1,980メートルの点 ケ コの点から36度00分2,240メートルの点 コ サの点から102度00分1,300メートルの点 サ シの点から13度30分2,565メートルの点 ス スの点から282度00分4,260メートルの点 セ セの点から192度30分2,420メートルの点 セ キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ます刺し網漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 きす刺し網漁業 かに刺し網漁業 くるまえば刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町	
共第8号	能代市浅内漁業協同組合	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点 ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点 ウ 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 エ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 オ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 カ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 キ 米代川河口左岸に設定した点 ク キの点から282度00分1,980メートルの点 ケ コの点から36度00分2,240メートルの点 コ サの点から102度00分1,300メートルの点 サ シの点から13度30分2,565メートルの点 ス スの点から282度00分4,260メートルの点 セ セの点から192度30分2,420メートルの点 セ キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ます刺し網漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 きす刺し網漁業 かに刺し網漁業 くるまえば刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第8号	三種町八竜漁業協同組合	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先	次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と基点第1号から基点第2号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第1号 山本郡八峰町八森と青森県との境に設定した点 ア 基点第1号から270度00分4,000メートルの点 イ 山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設定した点から220度31分4,000メートルの点 ウ 山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 エ 山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設定した点から270度16分4,000メートルの点 オ 能代市と山本郡三種町との境に設定した点から282度16分4,000メートルの点 カ 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 キ 米代川河口左岸に設定した点 ク キの点から282度00分1,980メートルの点 ケ コの点から36度00分2,240メートルの点 コ サの点から102度00分1,300メートルの点 サ シの点から13度30分2,565メートルの点 シ スの点から282度00分4,260メートルの点 ス セの点から192度30分2,420メートルの点 セ キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ます刺し網漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 きす刺し網漁業 かに刺し網漁業 くるまえば刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町	
共第9号	秋田県漁業協同組合	男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀地先	次の基点第2号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第7号の各点を順次に結んだ線と基点第2号から基点第7号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第2号 山本郡三種町と男鹿市との境に設定した点 ア 基点第2号から292度59分4,000メートルの点 イ 基点第3号から304度22分4,000メートルの点 基点第3号 男鹿市野石と同市五里合との境に設定した点 ウ 基点第4号から322度19分4,000メートルの点 基点第4号 男鹿市五里合と同市男鹿中浜間口との境に設定した点 エ 基点第5号から18度21分2,000メートルの点 基点第5号 男鹿市北浦湯本と同市北浦西黒沢との境の大明神崎に設定した点 オ サの点から352度21分2,000メートルの点 カ サの点から270度00分2,000メートルの点 キ 基点定第8号から270度00分2,000メートルの点 基点定第8号 男鹿市北浦入道崎字下中野の標識 ク 基点第6号から247度21分2,000メートルの点 基点第6号 男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設定した点 ケ 基点定第5号から270度00分2,000メートルの点 基点定第5号 男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識 コ 基点第7号から224度31分2,000メートルの点 サ 男鹿市北浦入道崎灯台前に設定した点 基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 直漁業 こうなご・たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 めばる刺し網漁業 きす刺し網漁業 かに刺し網漁業 くるまえば刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かにかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第10号	秋田県漁業協同組合	男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城地先	次の基点第7号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と基点第7号から基点第13号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テの各点を順次に結んだ線とコからテに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ及びヌの各点を順次に結んだ線とトからヌに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ケ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と基点第13号からヒに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第7号 男鹿市戸賀加茂青砂と同市船川港本山門前との境に設定した点 ア 基点第7号から224度31分2.000メートルの点 イ 男鹿市船川港本山門前電ヶ島に設定した点から242度21分1.500メートルの点 ウ 基点第8号から182度21分1.800メートルの点 基点第8号 男鹿市船川港小浜塩瀬崎南端に設定した点 エ 基点第9号から172度21分3.500メートルの点 基点第9号 男鹿市船川港南平沢と同市船川港芦沢との境に設定した点 オ スの点から251度29分12秒900メートルの点 カ 基点第10号から155度58分4.000メートルの点 基点第10号 男鹿市船川港と同市脇本との境に設定した点 キ 基点第11号から201度21分4.000メートルの点 基点第11号 男鹿市脇本と同市船越との境に設定した点 ク 基点第12号から219度21分4.000メートルの点 基点第12号 男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設定した点 ケ 基点第13号から262度25分4.000メートルの点 コ 男鹿市船川港南平沢字大畑台1に設定した点 サ シの点から294度00分650メートルの点 シ スの点から331度00分510メートルの点 ス セの点から251度29分12秒1,507.81メートルの点 セ ソの点から191度00分975メートルの点 ソ タの点から163度00分830メートルの点 タ チの点から120度00分1,500メートルの点 チ ツの点から219度44分1,269.30メートルの点 ツ テの点から128度51分900メートルの点 テ 男鹿市船川港金川87番地に設定した点 ト 男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設定した点(河口中心から300メートルの点) ナ トの点から221度00分600メートルの点 ニ ヌの点から221度00分600メートルの点 ヌ 男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設定した点(河口中心から300メートルの点) ネ ケの点から325度00分4,200メートルの点 ノ ネの点から122度00分3,180メートルの点 ハ ノの点から118度00分1,760メートルの点 ヒ ハの点から80度00分1,955メートルの点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 きす刺し網漁業 かに刺し網漁業 くるまえび刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かにかご漁業 (第三共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
共第11号	秋田県漁業協同組合	秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市地先	次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第13号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第13号、ア、ク、ケ、コ、サ、シ、スの各点を順次に結んだ線、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びテ、ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘの各点を順次に結んだ線とテからヘに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点第13号 秋田市新城区と同市飯島との境に設定した点 ア 基点第13号から262度25分4,000メートルの点 イ から270度28分4,000メートルの点 基点第19号 秋田市と由利本荘市との境に設定した点 ウ 由利本荘市岩城二古と同市松ヶ崎との境に設定した点から279度28分4,000メートルの点 エ 基点第18号から292度28分4,000メートルの点 基点第18号 由利本荘市とにかほ市との境に設定した点 オ にかほ市芹田と同市飛との境に設定した点から279度28分4,000メートルの点 カ にかほ市金浦と同市象潟町との境に設定した点から297度28分4,000メートルの点 キ 基点第14号から291度30分4,000メートルの点 ク アの点から171度00分1,300メートルの点 ケ クの点から73度00分990メートルの点 コ ケの点から131度00分360メートルの点 サ 秋田港旧北防波堤先端(中間部)(以下「北防波堤先端(中間部)」という。)から283度28分2,000メートルの点 シ 北防波堤先端(中間部)から270度28分1,440メートルの点 ス 北防波堤先端(中間部)から270度28分1,150メートルの点 セ ツの点から270度28分1,900メートルの点 ソ ツの点から270度28分728メートルの点 タ ソの点から169度30分2,690メートルの点	第二・三種共同漁業	(第二種共同漁業) さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ます刺し網漁業 ひらめ・かれい刺し網漁業 めばる刺し網漁業 きす刺し網漁業 かゝに刺し網漁業 くるまえび刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 底建網漁業 かゝかご漁業 (第三種共同漁業) 雑魚地びき網漁業	(第二種共同漁業) 9月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年1月15日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 6月1日から11月30日まで 11月1日から翌年1月15日まで 11月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで (第三種共同漁業) 4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	団体	秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市	